

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年5月31日

【会社名】 株式会社東京衡機

【英訳名】 TOKYO KOKI CO. LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹 中 洋

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長竹中洋は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社（株式会社東京衡機試験機、株式会社東京衡機試験機サービス、株式会社東京衡機エンジニアリング、無錫三和塑料製品有限公司）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、その他の連結子会社2社（株式会社テークステレコム、無錫特可思電器製造有限公司）については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している2事業拠点（株式会社東京衡機試験機、無錫三和塑料製品有限公司）を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当事業年度末日において、無錫三和塑料製品有限公司の経理体制の整備・運用が不十分であったため、決算作業において必要な帳票類の整理・確認に時間を要し、親会社である当社においても本件子会社に対する十分なマネジメントができておりませんでした。

さらに、無錫三和塑料製品有限公司において決裁権限基準や職務権限基準等の意思決定に係る統制遵守が不十分であったため、業務プロセスにおいて上長承認漏れが散見されました。

これらの当社の全社統制及び決算・財務報告プロセス並びに連結子会社である無錫三和塑料製品有限公司の全社統制、決算・財務報告プロセス及び業務プロセスの一部に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

事業年度の末日までには是正されなかった理由は、上記の不備に対する改善策の構築・実施に多大な時間を要し、期末までに成果が現れるには至らなかったためであります。

なお、決算手続の中で特定した必要な修正事項は、適正に修正しております。

今後は当社グループの全役職員一丸となって以下の再発防止策を徹底し、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

(再発防止策)

- (1)コンプライアンス意識の改善
- (2)無錫三和塑料製品有限公司における決算・業務プロセスの整備および改善
- (3)無錫三和塑料製品有限公司の総経理に対する監督・監視体制の強化
- (4)当社のグループマネジメントの強化

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。